

同一指数世帯の優先順位表

学童分

優先順位	細目
第1順位	低学年児童
第2順位	ひとり親家庭
第3順位	両親とも不在又はそれに準じる世帯
第4順位	生活保護の家庭
第5順位	中心者が失業し、就労の必要性が高い家庭
第6順位	育児休業が明け、復帰が確定している家庭
第7順位	単身赴任の家庭
第8順位	第8順位は、次の順で優先する。 1. 65歳未満の養育可能祖父母のいない世帯 2. 祖父母が同居していない世帯 3. 父母以外の同居者(20歳以上)で養育可能者がいない世帯

- 1.第3順位「両親とも不在に準じる世帯」については、入所選考会議にて決定する。
- 2.第8順位でいう養育可能祖父母や養育可能者とは、無職の者をいう。ただし、病気・障害・介護にあたる場合や学生の場合は除く。
- 3.配慮を必要とする児童が学童保育所の利用を希望する場合は、必要に応じて、関係機関と連携し対応するものとする。